



海上保安制度創設70周年

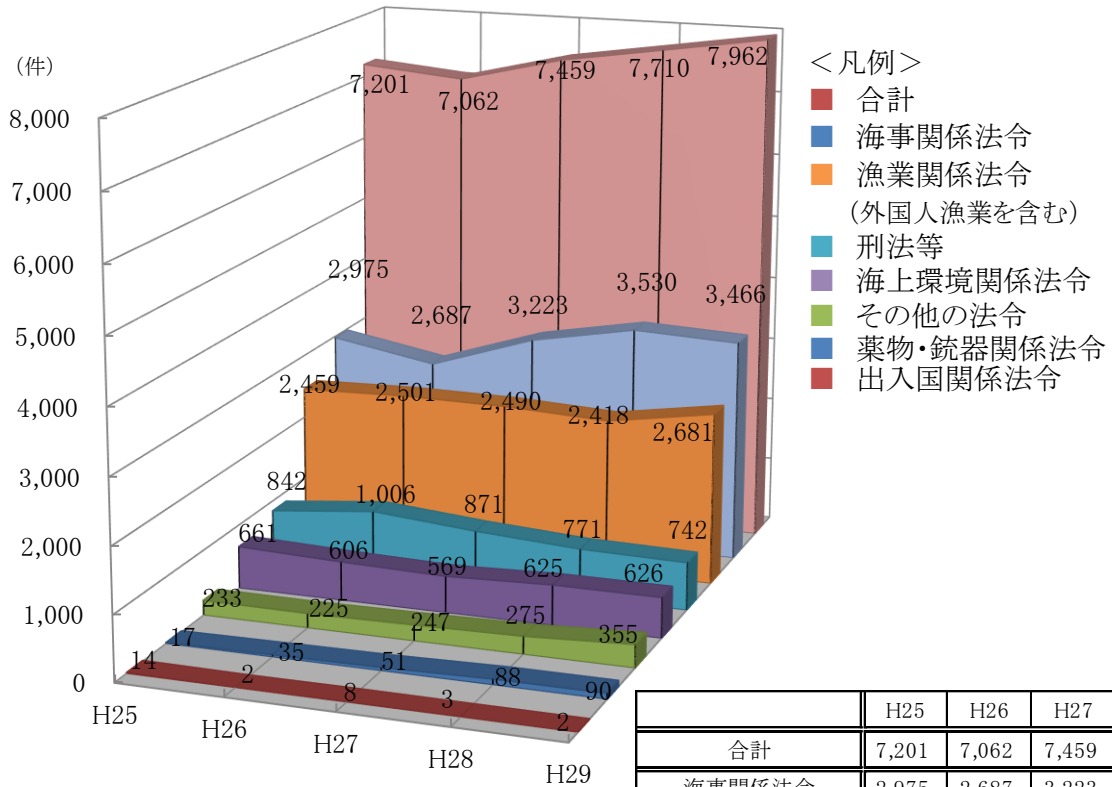
平成30年1月24日  
海上保安庁

## 平成29年の海上犯罪取締りの状況

- ◇ 平成29年の海上犯罪の送致件数は前年比252件増加の7,962件(+3.3%)、送致人数は前年比212人増加の5,071人(+4.4%)となり、この5年間で最多となっています。
- ◇ 各種法令別の送致件数の割合は、海事関係法令違反が43.5%と最も多く、次いで漁業関係法令違反が33.7%、刑法犯等が9.3%、海上環境関係法令違反が7.9%となっており、例年と比べ大きな変化はありません。
- ◇ 各種法令別の送致件数を前年と比較すると、漁業関係法令違反が263件増加の2,681件(+10.9%)と最も増えており、これについては、潜水器を使用した悪質な組織的密漁から放流等により漁業者が育成・管理する水産資源を個人消費の目的で密漁するものまで、多岐にわたっています。
- ◇ 薬物等の密輸事犯については、過去最大量の金地金や数百キログラム単位の覚醒剤の密輸事件を相次いで摘発しました。
- ◇ 海上保安庁では、引き続き、国民の安全・安心を確保するため、海上で行われる様々な犯罪行為の未然防止や取締りに努めてまいります。

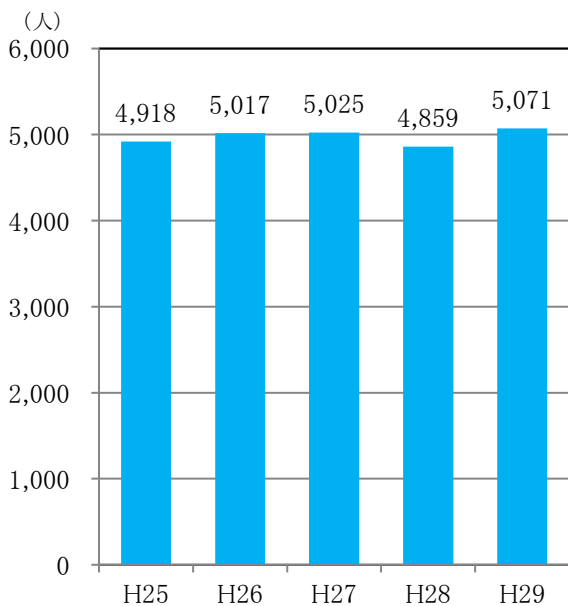
◆ 詳細は「別添」を御参照ください。

《各種法令別送致件数の推移(平成 25 年～平成 29 年)》

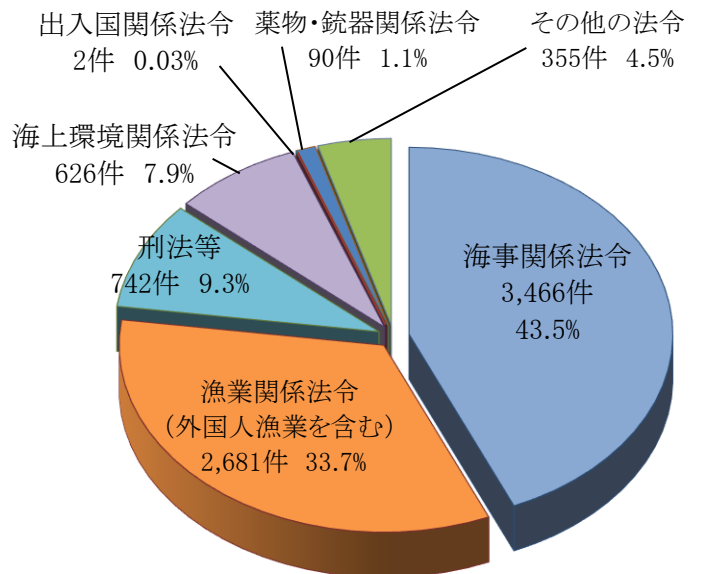


	H25	H26	H27	H28	H29
合計	7,201	7,062	7,459	7,710	7,962
海事関係法令	2,975	2,687	3,223	3,530	3,466
漁業関係法令 (外国人漁業を含む)	2,459	2,501	2,490	2,418	2,681
刑法等	842	1,006	871	771	742
海上環境関係法令	661	606	569	625	626
出入国関係法令	14	2	8	3	2
薬物・銃器関係法令	17	35	51	88	90
その他の法令	233	225	247	275	355

《送致人数の推移(平成 25 年～平成 29 年)》



《各種法令別送致件数の構成比(平成 29 年)》



## 各種法令別取締り等の状況

### 1. 海事関係法令違反の取締り状況

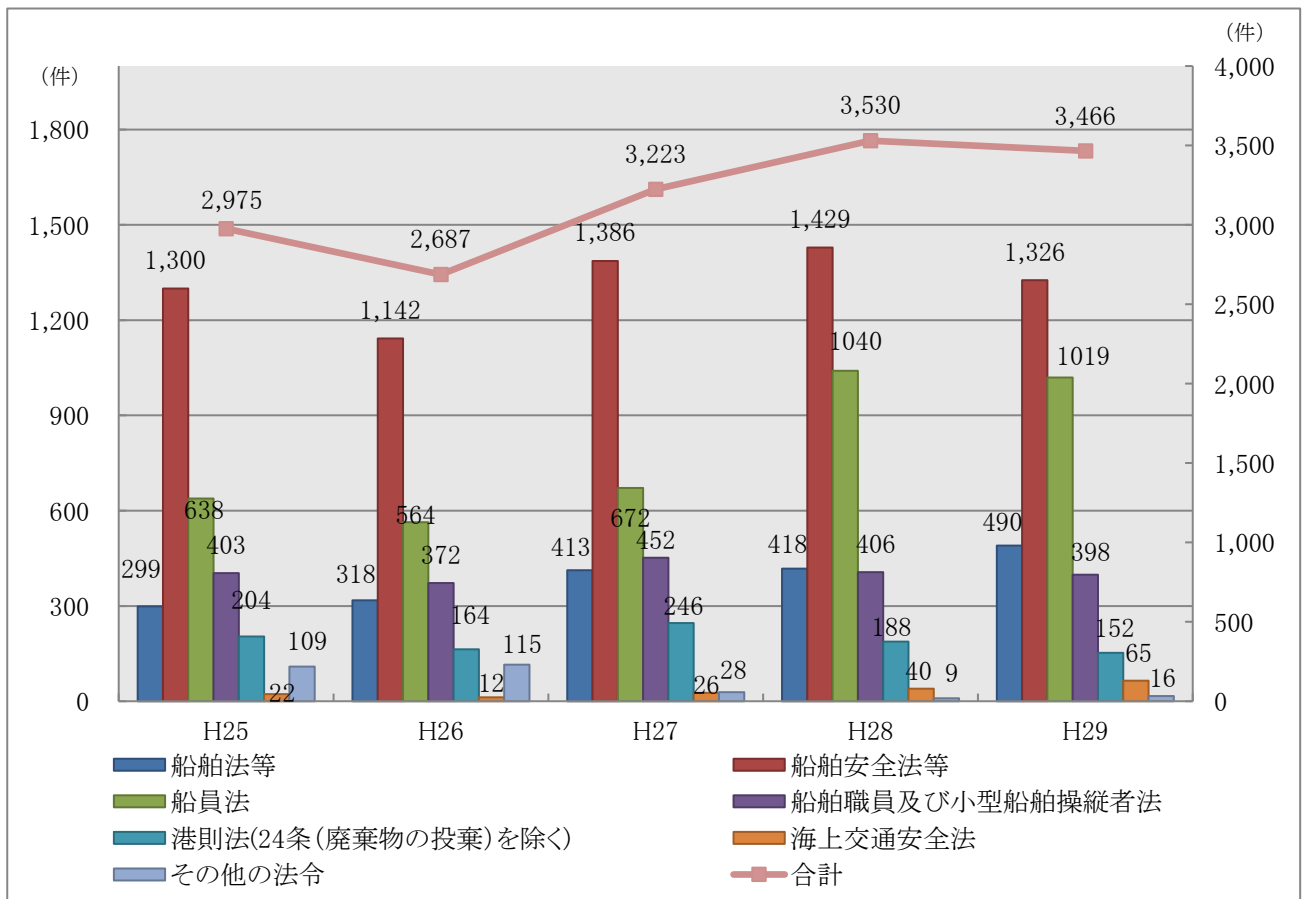
海事関係法令違反の送致件数は 3,466 件 で、前年と比較し 64 件(1.8%) 減少しました。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法違反等が 1,326 件 で海事関係法令全体の 38.3%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 1,019 件 で 29.4%、船舶の登録等を規定した船舶法違反等が 490 件 で 14.1%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 398 件 で 11.5% を占めています。



写真1 定員超過船舶の取締りの状況

### 《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反 の送致件数は 2,681 件 で、前年と比較し 263 件(10.9%) 増加しました。

国内における漁業関係法令違反については、無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる密漁事犯が 2,629 件で、漁業関係法令違反全体の 98.1%を占めています。

密漁の形態としては、漁業者によるもののほか、資金確保を目論む暴力団等による組織的なものなど、多岐にわたっており、特に、あわび、わかめ、いせえび等といった水産動植物を採捕する漁業権を侵害する事犯が前年の 880 件から 121 件増加の 1,001 件となり、多くは個人で消費することを目的とした密漁とみられます。

また、外国漁船による漁業関係法令違反としては、我が国 EEZ において、ロシア人乗り組みのシエラレオネ籍かに籠漁船1隻を無許可操業により検挙しました。

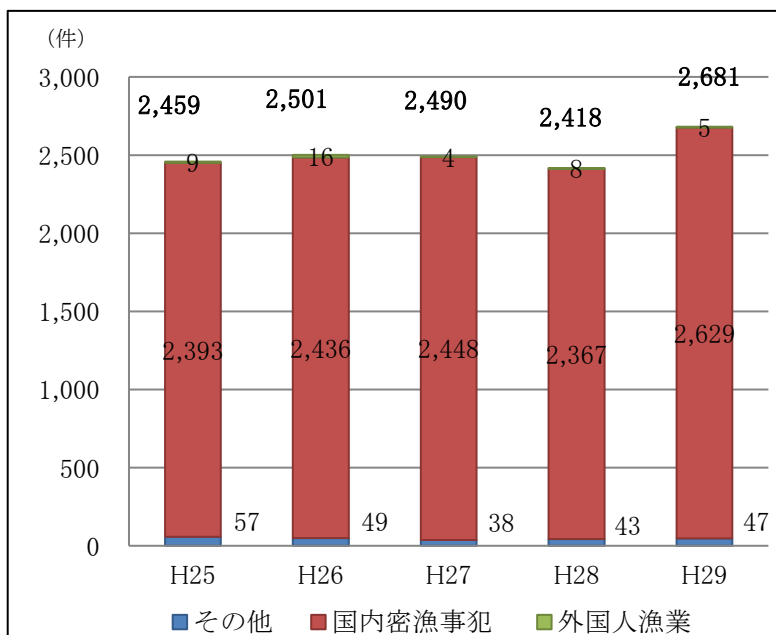


写真2 密漁されたなまこ

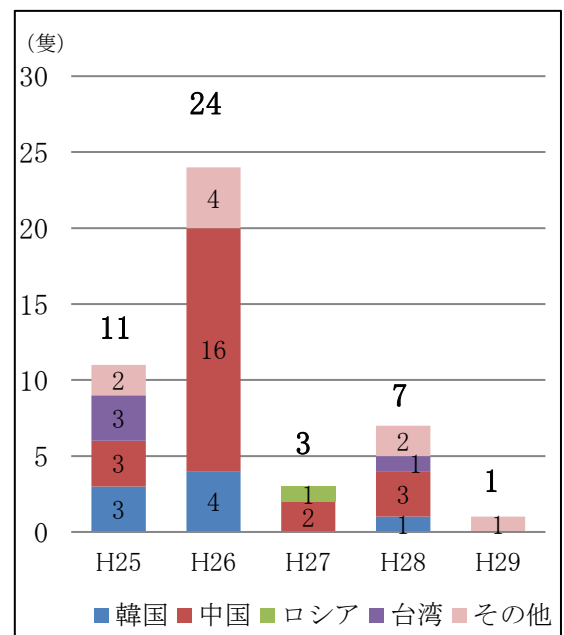


写真3 検挙した外国漁船

《漁業関係法令違反の法令別送致件数の推移》



《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》



### 3. 刑法犯の取締り状況

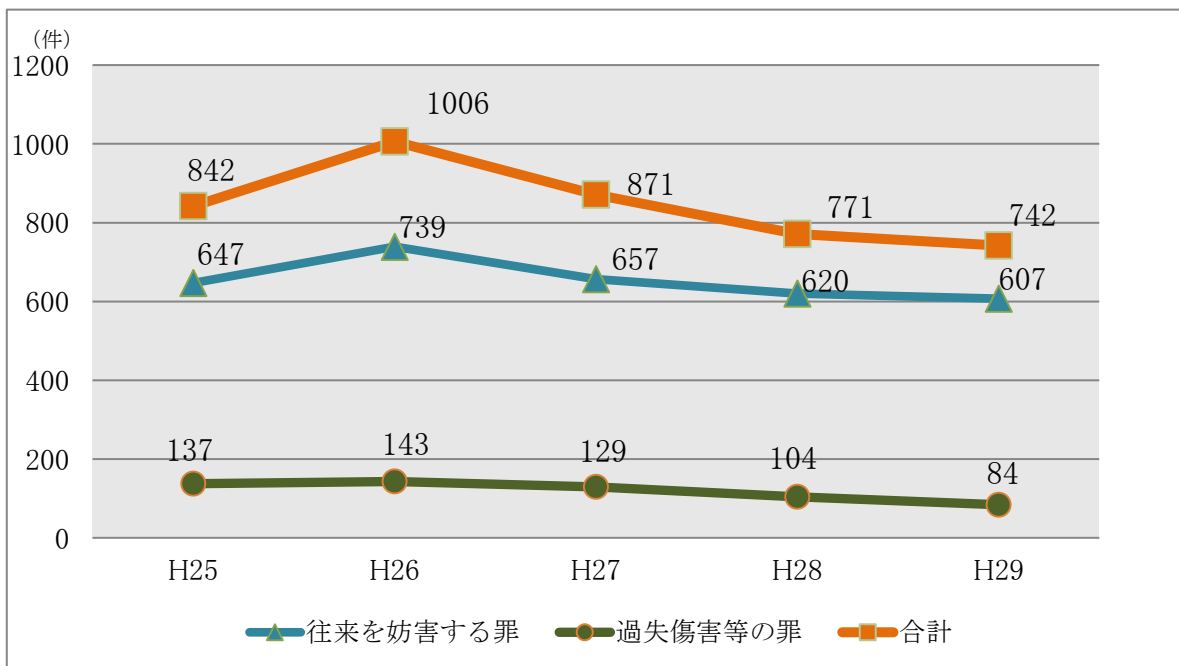
刑法犯の送致件数は 742 件 で、前年と比較し 29 件(3.8%)減少 しました。罪種別では、衝突や乗揚げ等、船舶の往来を妨害する罪が 607 件 で刑法犯全体の 81.8%、乗船者を負傷させる等の、過失傷害等の罪が 84 件 で 11.3% となっています。

また、窃盗及び強盗の罪が 17 件 で 2.3%、傷害等の罪が 14 件 で 1.9% となっています。



写真4 衝突によって損傷した旅客船

《刑法犯の罪種別送致件数の推移》



	H25	H26	H27	H28	H29
合計	842	1,006	871	771	742
公務執行妨害	1	0	0	1	0
放火失火	5	5	5	0	2
往来妨害	647	739	657	620	607
文書偽造等	10	43	33	4	8
殺人傷害等の罪	14	20	12	13	14
過失傷害等の罪	137	143	129	104	84
窃盗及び強盗の罪	16	15	11	19	17
その他	12	41	24	10	10

#### 4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 626 件 で、前年と比較し 1 件(0.2%) 増加しました。

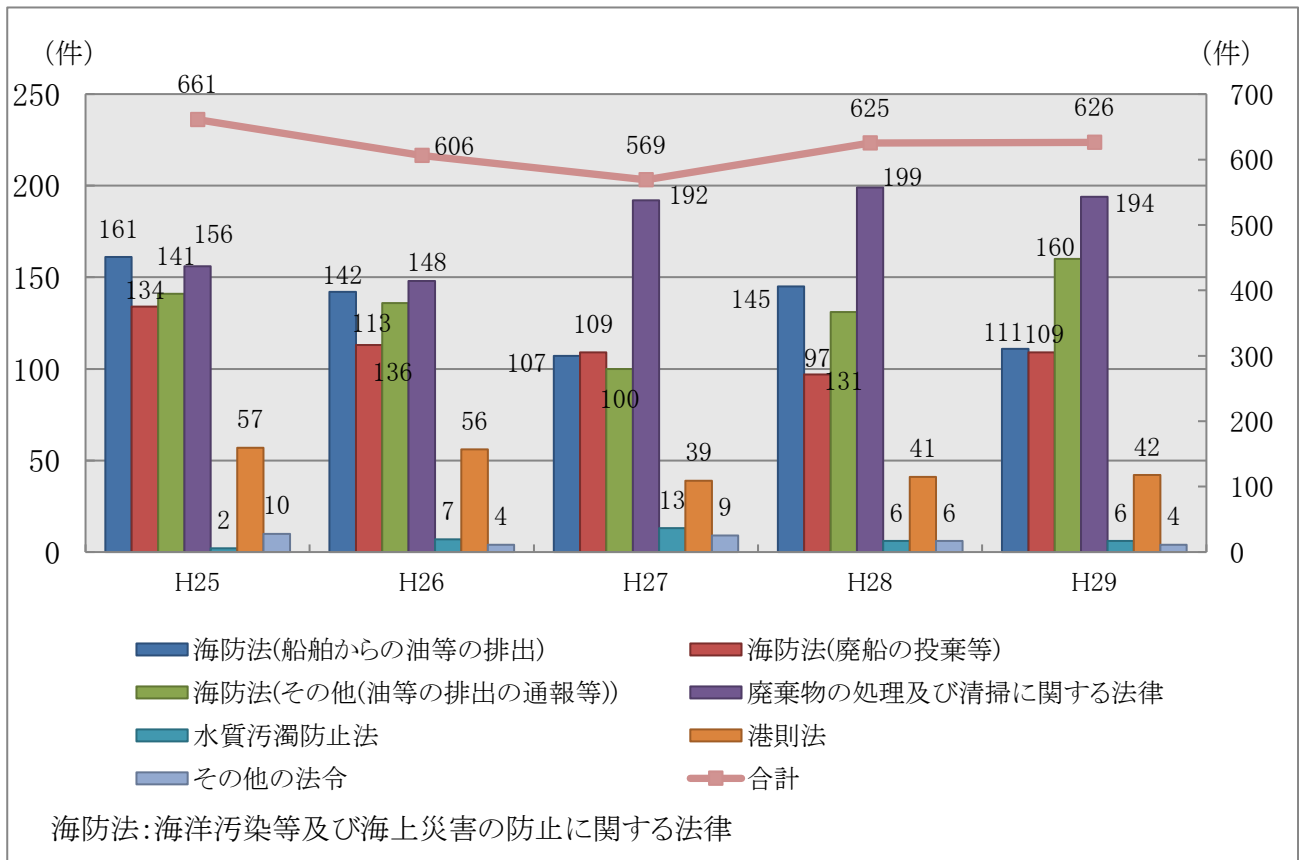
法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、廃船の投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が 380 件で海上環境法令違反全体の 60.7%を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が 194 件で 31.0%を占めています。



写真5 工場からの排水を採取している状況

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、4 件の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました(前年 7 件)。

《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 5. 出入国関係法令違反の取締り状況

出入国関係法令違反の送致件数は 2 件で、前年と比較し1件減少しました。

近年の船舶利用による不法出入国事犯については、過去に我が国からの退去強制歴を有する外国人が不法入国した事件や密航斡旋ブローカーの関与がうかがわれる数人規模の密航事件を摘発しており、事件の小口・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、平成 30 年 1 月 24 日付、公表の「平成 29 年における密輸及び密航取締り状況について」(海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載)をご参照ください。

## 6. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は 90 件で、前年と比較し2件増加しました。

海上ルートによる密輸事犯については、小型船舶等を利用した瀬取り(洋上における積荷の受渡し)や海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により、一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯を相次いで摘発したほか、クルーズ船の外国人乗客や乗組員等が関与した国内持込みによる密輸事犯も摘発しています。このように、密輸手口の大口・巧妙化が引き続き見受けられ、国際犯罪組織が関与するものも発生しています。

詳細については、平成 30 年 1 月 24 日付、公表の「平成 29 年における密輸及び密航取締り状況について」(海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載)をご参照ください。

## 主要な事件例

### 【海事関係法令】

#### ○ 阿久根市における定期旅客船定員超過事件(串木野海上保安部)

写真 1

平成 29 年 7 月、串木野海上保安部は、阿久根港と離島との間で運航している定期旅客船に立入検査を実施したところ、最大搭載人員 50 名を超過する 56 名の客を乗せて運航した事実が判明し、船長と運航会社を船舶安全法違反(定員超過)で検挙しました。

### 【漁業関係法令】

写真 2

#### ○ 姫路市沖における「なまこ」潜水器密漁事件(水島海上保安部・姫路海上保安部)

平成 29 年 2 月、水島海上保安部、姫路海上保安部は、内偵捜査により、岡山県籍小型船舶が県境を大きく越えた姫路港付近で潜水器密漁を行っている状況を突き止め、水島海上保安部、姫路海上保安部のほか関係機関との合同取締りにより、5 名を漁業法違反等で逮捕するとともに、なまこ約 840 キログラムを押収しました。

#### ○ 小樽市蘭島沖における「なまこ」潜水器密漁事件(小樽海上保安部)

平成 29 年 6 月、小樽海上保安部は、密漁の警戒をしていた捜査員が、見慣れない小型ボートを発見し、簡易潜水器を使ってなまこを不法に採捕、所持した事実を突き止め、8 名を北海道海面漁業調整規則違反で逮捕するとともに、なまこ約 140 キログラムを押収しました。

### 【外国人漁業関係法令】

写真 3

#### ○ 北海道紋別市沖排他的経済水域内におけるシエラレオネ籍漁船による無許可操業事件(紋別海上保安部)

平成 29 年 11 月、北海道紋別市沖の我が国排他的経済水域において、操業中のシエラレオネ籍かに籠漁船(497トン、ロシア人 18 名乗組)の無許可操業を確認、巡視船により同船に対し紋別港向け航行するよう指示し、同港へ入港したところで、同船船長を、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(無許可操業)で逮捕しました。



## 【刑法犯】

### ○ 神戸空港沖における高速旅客船誘導灯衝突事件(神戸海上保安部)

写真 4

平成 29 年 7 月、神戸空港と関西空港を結ぶ高速旅客船が、海上に設置された誘導灯に衝突し乗員乗客 15 名が負傷する事故が発生し、神戸海上保安部が捜査した結果、過失が認められたことから、同船の船長を業務上過失傷害等により検挙しました。

### ○ 無検査船舶にかかる偽造公記号使用等事件(田辺海上保安部)

平成 29 年 7 月、田辺海上保安部は、要救助船舶に対する事情聴取の過程で、提示された船舶検査証書等を確認した結果、同船が船舶検査証書に記載された船舶ではなく、無検査かつ無登録の船舶であることが判明、船長を偽造公記号使用・船舶安全法違反等で逮捕しました。

### ○ 大阪府高石市高石漁港におけるガソリン窃盗事件(堺海上保安署)

平成 29 年 6 月、堺海上保安署は、管内漁港の漁船からガソリンが抜き取られているとの情報を入手し、張り込み中のところ、男性 1 名が係留中の漁船 3 隻からガソリンを窃取する状況を現認、窃盗の現行犯で逮捕しました。

## 【海上環境関係法令】

### ○ 生コンクリート工場からの汚水不法排出事件(水島海上保安部)

写真 5

平成 29 年 2 月、水島海上保安部は、沿岸部の生コンクリート工場の排水口が変色していることを認め調査したところ、排出基準を超えた汚水が排出されていることが判明、捜査の結果、同工場の工場長が工場内で発生する強アルカリ水を中和することなく海域に排出していたことを特定し、同工場長とコンクリート製造会社を水質汚濁防止法違反で検挙しました。

### ○ 外国籍貨物船による有害液体物質不法排出事件(若松海上保安部)

平成 29 年 9 月、北九州市八幡西区において、揚げ荷役中の韓国籍ケミカルタンカーから積荷のフェノールが海上に流出し、若松海上保安部が捜査した結果、同船の一等航海士が移送作業の監視を怠った過失によって、有害液体物質であるフェノール約 480 リットルを海域に排出したことを特定し、同人を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

(フェノール:プラスチックや医薬品などの原料となり、毒性及び腐食性を示す物質)